

館山市
新型コロナウイルスワクチン接種
実施計画

第3版

令和3年9月

館山市健康福祉部健康課

目次

1. 計画の概要	3
2. 実施期間	3
3. 接種対象者の範囲	3
4. 接種対象者数（概数）	3
5. 目標接種率	4
6. 接種体制	4
(1) 会場の設置 ※ファイザー社製のワクチンの場合	4
① 集団接種会場（日曜開設）	4
② 個別接種会場（平日接種：接種日は各医療機関が設定）	5
③ 高齢者等の入所施設（巡回による接種）	5
(2) ワクチン管理	5
(3) ワクチン移送計画	6
(4) ディープフリーザーの設置	6
7. 接種等のスケジュール（令和3年9月10日現在）	6
(1) 接種券の発送	7
(2) 住所地外接種届	8
8. ワクチン接種の予約受付	8
(1) 集団接種の予約・受付方法	8
(2) 個別接種の予約・受付方法	8
9. 住民対応（広報・相談対応等）	8
(1) 住民に対する広報及び情報提供	8
(2) 一般的な事項への相談対応	8
(3) 副反応等に関する相談対応	9
(4) 接種後の対応	9
10. 送迎（輸送）計画	9
11. 効率的かつ効果的な接種の推進	9
(1) 高齢者への接種の前倒し	9
(2) キャンセル待ちとエッセンシャルワーカーへの接種	9
(3) カテゴリによる優先的取扱い	10
① 基礎疾患を有する者	10
② 妊婦等	10
③ 高校生世代以下	10
ワクチン接種推進体制	11
別掲資料 医療機関等	12

1. 計画の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や重症化の予防を図り、市民の生命及び健康を守ることを目的に、予防接種法に基づく予防接種として、国や県、医療関係団体等との連携の下、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するにあたり、館山市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画を策定する。

なお、本計画は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改定や使用するワクチンの供給状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3. 接種対象者の範囲

接種対象者は次のとおりとする。ただし、使用するワクチンが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬事承認において接種の適応とならない者は、接種の対象者から除外する。

- ①接種日において、本市の住民基本台帳に登録されている者
- ②接種日において、本市を含むいずれの市区町村の住民基本台帳に登録されておらず、かつ本市に居住することが確認できる者で、市長がやむを得ない事情があると認める者

4. 接種対象者数（概数）

接種順位	対象者	対象者数 (※1)	算出方法 (※2)
1	医療従事者等(※3)	1,373人	総人口の3%
2	65歳以上の高齢者(※4)	18,807人	令和3年2月調査数値
3	基礎疾患を有する者	3,753人	総人口の8.2%
4	高齢者施設の従事者	908人	令和3年2月調査数値
5	60歳から63歳の者	2,337人	住基人口
6	上記以外の者	15,259人	12歳以上の者

※1 令和3年1月1日現在の人口から推計

※2 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」参照

※3 医療従事者等については、優先的な接種として、市民への接種に先駆けて実施するものであり、県や医療関係団体等が中心となり、接種体制の構築や接種対象者の取りまとめを行う

※4 令和3年度中に65歳となる者を含める

5. 目標接種率

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種率は、80%を目標とする。

(※集団免疫を構築するのに必要な割合は、約70%とされている。)

6. 接種体制

安房医療圏を範囲とする公益社団法人安房医師会の協力の下、館山市をはじめ、生活圏域が重なる安房3市1町の医療機関等との連携により、広域的に接種可能な体制を構築し、館山市民が安房郡市内の接種実施医療機関において、特別な手続きなく接種を受けられるものとする。その上で、さらに安房3市1町と安房医師会は、接種に係る様々な事柄について、協議・決定するための会議を定例的に設置する。

また、より多くの市民に迅速かつ効率的にワクチンを接種するため、3市1町が共同で設置する会場での「集団接種」を基本とし、安房郡市内のかかりつけ医等の施設で実施する「個別接種」を併用することとする。また、高齢者等の入所施設については、医師・看護師等のスタッフが施設に出向いて接種を行う「巡回接種」を実施する。

集団接種、巡回接種を含めて接種を実施する医療機関は感染症が拡大することのないよう、感染防止対策を講ずるものとする。

なお、本計画において「集団接種」とは、医療機関が主体となって1日で多くの地域住民にワクチン接種を行う大規模な「個別接種」を指し、地域住民に対して分かりやすく周知するために「集団接種」とする。

(1) 会場の設置 ※ファイザー社製のワクチンの場合

① 集団接種会場（日曜開設）

施設 類型	開設場所	受託者	接種可能人数 (人/回)	開設日数 (回/月)
基本型	安房地域医療センター	社会福祉法人 太陽会	1,000	4～5
基本型	亀田クリニック	医療法人 鉄蕉会	2,200	4～5
基本型	館山病院	医療法人沖繩徳洲会	144	4～5

- ・会場の設営（備品の準備等を含む）及び運営については、受託者が実施する。
- ・集団接種会場で接種に当たる医師・看護師・薬剤師・事務職員については、受託者が必要な人員を確保する。
- ・集団接種会場で使用する各種物資は、国から支給されるワクチン・シリンジ・注射針（希釈用を含む）を除き、集団接種の受託者が確保し、管理する。
- ・集団接種会場での接種は、原則安房3市1町の住民に限定する。
- ・上表の接種可能人数は各回の新規被接種者数の大まかな上限人数を示す。ただし、ワクチンの供給量などにより適宜見直すものとする。

② 個別接種会場（平日接種：接種日は各医療機関が設定）

- ・館山市内接種医療機関 24 医療機関 合計約 2,700 回／週の接種見込み
- ・安房郡市内接種医療機関【館山市を除く】 24 医療機関等 合計約 2,000 回／週の接種見込み
- ・接種医療機関は別掲
- ・ワクチン接種に用いる各種資材は、国から支給されるワクチン・シリンジ・注射針（希釈用を含む）を除き、接種実施医療機関にて確保する。

③ 高齢者等の入所施設（巡回による接種）

- ・巡回施設は別掲
- ・巡回接種は、高齢者等の入所施設において実施し、その入所者及び施設従事者で希望する者を対象とする。なお、入所者は、65 歳以上の者とする。
- ・巡回接種は、当該施設の嘱託医等が所属する医療機関または巡回接種チームにより実施する。
- ・巡回接種チームの運営については、人員の確保を含めて安房地域医療センターに委託する。
- ・ワクチン接種に用いる各種資材は、国から支給されるワクチン・シリンジ・注射針（希釈用を含む）を除き、巡回接種を実施する嘱託医または巡回接種チームにて確保し、管理する。
- ・入所者に対して名札の着用を促すほか、ワクチン接種後に接種時刻を明示したシールを衣服に貼付することなどにより、間違い接種の防止と適正な健康観察を行う。

（2）ワクチン管理

- ・市内のサテライト型接種施設が使用するワクチンについては、基本型接種施設である安房地域医療センター及び館山病院に管理及び移送を委託する。
- ・安房地域医療センター及び館山病院は、サテライト型接種施設から希望するワクチン量の申し込みを受け、自院で使用するワクチンの量と合算のうえ、V－S Y Sによりワクチンの配分を申請する。
- ・安房地域医療センター及び館山病院は、市から配分を受けたワクチン・シリンジ・注射針（希釈用を含む）をサテライト型接種施設に決められた曜日に配分する。なお、移送に当たっては、ファイザー社製ワクチンの移送に適した保冷ボックスを利用する。
- ・安房地域医療センター及び館山病院は、サテライト型接種施設にワクチンを配分するにあたり、移送日を事前に連絡する。
- ・市内の医療機関が新たに基本型接種施設に指定された場合、これに紐付けられるサテライト型接種施設が使用するワクチン・シリンジ・注射針（希釈用を含む）の取扱いについては、安房地域医療センター及び館山病院における取扱いに準ずるも

のとする。

- ・ワクチンが移送されるサテライト型接種施設のうち、非常用電源設備のない医療機関には、非常用電源を市から貸与する。

(3) ワクチン移送計画

基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチン等の移送については、ファイザー社製ワクチンの添付文書が改訂されたことにより、原則として毎週月曜日及び金曜日に行うこととしていたワクチン等の移送を毎週月曜日に行う。なお、当該日が祝日に当たる場合は、翌日に移送することとする。

(4) ディープフリーザーの設置

新型コロナウイルスワクチン接種に使用するファイザー社製ワクチンを管理するために必要となるディープフリーザーについては、基本型接種施設に設置することを基本とし、冷凍のままワクチンを配送する体制が取れる場合はサテライト型接種施設に配置することも可とする。

7. 接種等のスケジュール（令和3年9月10日現在）

接種開始当初はワクチンの供給量が限られるものと思慮される。そのため、クラスターの発生防止と限られたワクチンの有効活用を図るため、ワクチンの接種については、高齢者施設への巡回接種から開始する。なお、巡回接種にあたっては、その趣旨を鑑み、当該高齢者施設の従事者で接種を希望する者についても同時に接種を行うものとする。

また、国の「基本配分計画」において令和3年6月最終週までに全高齢者が2回接種可能となるワクチン量が配分される見込みであることから接種を希望する高齢者に対しては令和3年7月末までの接種完了を目指すものとする。

さらに、その後もワクチンの安定的な確保に努め、引き続き安全かつ確実なワクチン接種の推進を図るものとする。

対 象 者	4月	5月	6月	7月	8月	
① 医療従事者	(3月中旬～5月下旬) 接種					
② 高齢者施設入所者	4/26 接種券郵送		5/30～ 接種			
③ 65歳以上の高齢者 (昭和32年4月1日以前生まれ)	5/10 接種券郵送		個別 6/1～ 集団 6/20～	予約 接種		
④ 高齢者施設従事者			5/30～ 接種			
⑤ 60～64歳			6/28 接種券郵送	接種		
⑥ 40～59歳			7/5 接種券郵送			
⑦ 16～39歳				8/10 接種券郵送		
⑧ 12～15歳 ※2009年10月生まれまで					8/30 接種券郵送	
⑨ 上記以外(12歳になる者) ※誕生月の前月に接種券を郵送						

(1) 接種券の発送

- ・高齢者施設入所者と高齢者施設従事者のうち、接種を希望する者について、接種券を令和3年4月26日に発送する。
- ・高齢者施設入所者を除く65歳以上の高齢者について、接種券を令和3年5月10日に発送する。
- ・60～64歳の市民に対する接種券の発送を令和3年6月28日に、40～59歳の市民への接種券を令和3年7月5日に発送する。
- ・16～39歳の市民に対して接種券を令和3年8月10日に、12～15歳の市民には接種券を令和3年8月30日に発送する。あわせて平成19年10月生まれまでの11歳の市民に対しても接種券を発送する。以降、新たに対象者となる者に対しては、12歳の誕生日が属する月の前月に接種券を発送する。

(2) 住所地外接種届

安房郡市以外の住民対応：安房郡市以外に住民登録のある者が館山市内の医療機関で接種することを希望する場合は、住所地外で接種したい旨の申請を行い、館山市から住所地外接種届出済証の交付を受け、医療機関に接種券等と住所地外接種届出済証を持参の上、接種を受けることとする。

8. ワクチン接種の予約受付

(1) 集団接種の予約・受付方法

- ・市が設置する予約相談センターに電話して予約する。
(※館山市民のみ受付可能)
- ・WEBの予約システムを利用して予約する。

(2) 個別接種の予約・受付方法

- ・接種実施医療機関が指定する方法（電話、窓口、WEB）で予約する。

9. 住民対応（広報・相談対応等）

(1) 住民に対する広報及び情報提供

- ・広報紙「だん暖たてやま」や市ホームページ、プレスリリース等により、接種開始時期・接種会場・接種対象者・接種（予約）方法等について市民に周知する。
- ・集団接種会場や高齢者への接種が可能な医療機関に関する情報を掲載したチラシを全戸配布するほか、接種券発送の際に同封するリーフレット等により周知する。接種医療機関は随時増減する可能性があり、また、接種するワクチンの種類により変更となる場合がある。そのため、予約の受付に支障をきたさないよう、市ホームページなどを活用して適切な時期に周知を図る。

(2) 一般的な事項への相談対応

- ・館山市コミュニティセンター2階に集団接種の予約受付が可能な予約相談センターを設置し、接種会場や予約方法の案内、接種券の再発行など市民からのワクチン接種に関する一般的な相談、問い合わせに対応する。
- ・接種券の紛失による再発行、転入者への接種券の交付等、個別の接種券の発行に関する相談・申請に対応する。
- ・安房郡市以外に住民登録のある者が、館山市内で接種を希望する場合に原則必要となる住所地外接種の申請を受け付ける。
- ・市民からの問い合わせに関するマニュアルは、健康課と共有し、対応に齟齬が生じることのないよう留意する。
- ・予約相談センターは、当面平日のみの対応とするが、集団接種の開始に合わせて、日曜日の開設を検討する。

【開設時期】令和3年3月15日

【開設時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時

【回線数】電話－ 4 回線、FAX－ 1 回線

【対応人数】 4 人以上

(3) 副反応等に関する相談対応

- ・国から提供される副反応に関する情報を必要に応じて市民に提供する。
- ・副反応等の専門的な知識を必要とする相談については、千葉県が設置する千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口（土日祝日を含め 24 時間対応：03-6412-9326）を案内する。

(4) 接種後の対応

- ・接種後、接種会場において 15 分以上の経過観察時間を設けることとする。なお、過去に重いアレルギー反応を起こしたことのある人や、ワクチン接種で何らかの即時型アレルギー反応を起こしたことがある人については、経過観察時間を 30 分以上とする。
- ・帰宅後の体調変化について、接種を受けた方が受診を希望する場合には、接種した医療機関やかかりつけ医に相談するよう周知する。また、電話による相談の場合は、千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口に連絡するよう周知する。
- ・接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく健康被害救済制度により対応する。

10. 送迎（輸送）計画

交通弱者の多い当市において、早期に円滑なワクチン接種を実施するためには、接種の障害となる接種会場までの交通手段の確保を図る必要がある。

11. 効率的かつ効果的な接種の推進

(1) 高齢者への接種の前倒し

国の「基本配分計画」で 6 月最終週までに全高齢者が 2 回接種可能となるワクチン量が配分される見込みであるため、次の取組により 7 月末までの接種完了を目指す。

- ・交通手段の確保が困難な高齢者への支援として、6 月 20 日から 8 月 1 日までの毎日曜日に、各地区と集団接種会場を結ぶシャトルバス（全 6 コース）を運行する。
- ・接種予約と移動手段の確保が困難で、かつ支援者が少ない高齢者が安全かつ確実にワクチン接種を受けられるよう「ワクチン接種困難者支援事業」を実施する。
- ・高齢者への接種を行うサテライト型接種施設のうち、非常用電源を有さない医療機関に対して、非常時の適切なワクチン管理のため、必要に応じて発電機を貸与する。
- ・自ら接種会場まで行けない高齢者が安心して接種を受けられるよう、市の委託事業として、ヘルパーやケアマネージャーなど福祉専門職による付添事業を実施する。

(2) キャンセル待ちとエッセンシャルワーカーへの接種

国から配分されたワクチンの有効活用を図るとともに、地域住民が日常生活を営む上で必要不可欠な役割を担うエッセンシャルワーカーへの接種を推進するため、高齢者が

キャンセルした接種枠を活用した優先接種を行う。なお、本件に係るエッセンシャルワーカーとは、市内の保育園・こども園・幼稚園の従事者、小中学校の従事者、高齢者・障がい者施設等の従事者、市職などをいう。

- ・令和3年6月から、一週間を通じて基本型及びサテライト型接種施設と健康課との連絡体制を構築し、接種施設において高齢者等の急なキャンセルなどで発生した接種枠に予めリスト化した接種を希望するエッセンシャルワーカーを送ることで接種の推進と適切なワクチンの活用を図る。
- ・令和3年7月から、体調不良や急用などにより、2回目の接種が受けられなかった市民を対象とする2回目キャンセル待ち制度を立ち上げ、適切な接種の推進と急なキャンセル等により生じた接種枠の有効活用を図る。
- ・エッセンシャルワーカーへの接種が進んでいる状況を踏まえ、令和3年8月中旬から、1・2回接種の予約を取ることが出来ない市民を対象とするキャンセル待ち制度を立ち上げ、適切な接種の推進と急なキャンセル等により生じた接種枠の有効活用を図る。

(3) カテゴリによる優先的取扱い

① 基礎疾患を有する者

新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクの高い基礎疾患を有する者について、40～59歳は他の対象者よりも3日間早く集団接種に係る予約受付を開始し、3回分の集団接種の優先予約を可能とした。

また、16～39歳については、40歳以上の全ての対象者ととともに、2週にわたって集団接種の優先予約を可能とした。

② 妊婦等

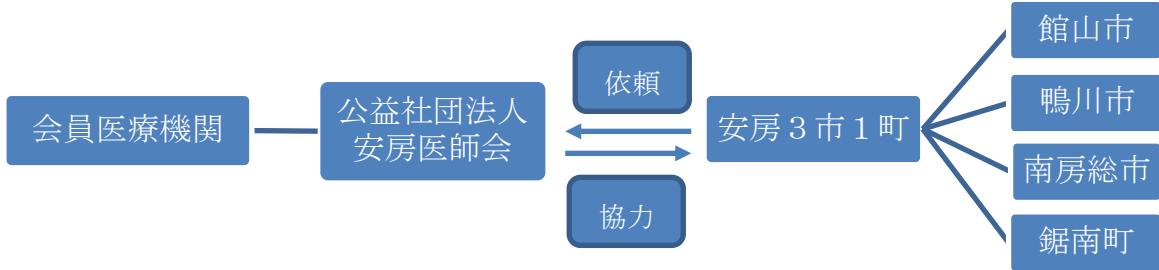
新型コロナウイルス感染症について、重症化や早産のリスクが高まるといわれる妊婦の感染を予防するため、市内に住民票のある妊婦及びその配偶者（またはパートナー）、さらに里帰り中の妊婦を対象とする接種枠を基本型接種施設にて設定し、市の保健師が対象者に直接連絡・案内することにより、妊婦らのワクチン接種の機会を確保するとともに、接種を希望する妊婦らへのワクチン接種を推進する。

③ 高校生世代以下

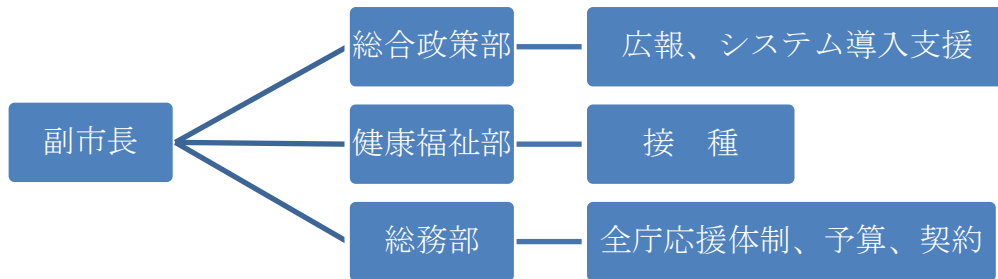
接種券の発送時期が他の世代よりも遅く、集団接種の機会が限られている高校生世代以下の市民について、10月末までに2回接種が終えられるよう、安房医師会の協力により、令和3年9月上旬から基本型及びサテライト型接種施設において平日の夕方や週休日に接種枠を設定する。あわせてワクチン接種に関する情報を市内の中学・高校の協力を得て、生徒本人及び保護者らに周知を図ることにより、高校生世代以下へのワクチン接種を推進する。

ワクチン接種推進体制

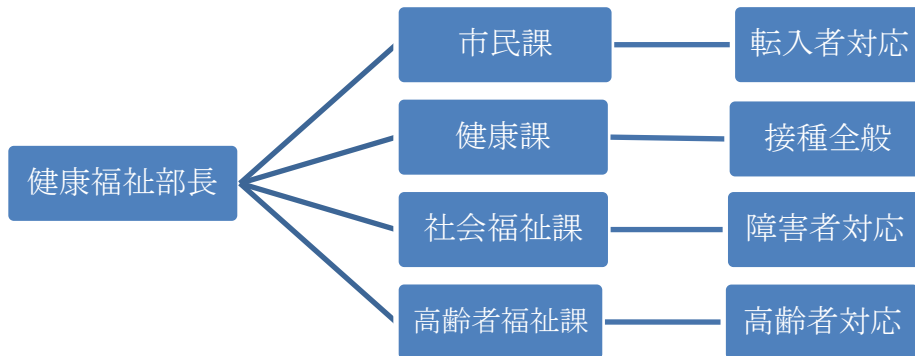
安房医師会・行政



庁内組織



健康福祉部役割



別掲資料

P4 ② 医療機関 館山市（平日接種：接種日は各医療機関が設定） 24（1）

施設類型	医療機関名	接種可能回数(回/週)
基本型	安房地域医療センター	500
	館山病院	360
サテライト型	あいクリニック	66
	青柳内科クリニック	30
	赤門整形外科内科	72
	天野クリニック	84
	太田整形外科医院	144
	亀田ファミリークリニック館山	102
	神戸鈴木医院	(-)
	貴家医院	54
	清川医院	36
	清川整形外科	30
	九重鈴木医院	60
	小林病院	60
	耳鼻咽喉科 白幡医院	72
	鈴木内科クリニック	192
	たかはし内科小児科クリニック	48
	たてやま循環器内科外科	198
	たてやま友愛クリニック	48
	田村病院	120
	つじ泌尿器科クリニック	60
	西岬診療所	108
原クリニック	60	
ファミリー産院たてやま	36	
北条病院	210	

P4 ② 医療機関等 館山市外（平日接種：接種日は各医療機関が設定） 24

施設類型	所在地	医療機関名	接種可能回数（回／週）
基本型			
	鋸南町 (2)	鋸南町国保鋸南病院	
		勝山クリニック	
サテライト型	鴨川市 (7)	エビハラ病院	
		小田病院	
		亀田クリニック	
		鴨川市立国保病院	
		東条病院	
		真木クリニック	
		鴨川市文化体育館	
	南房総市 (15)	青木内科クリニック	
		石井クリニック	
		生方内科クリニック	
		小嶋医院	
		鈴木医院（千倉）	
		七浦診療所	
		野崎医院	
		花の谷クリニック	
		原診療所	
		松永医院	
		間宮医院	
		南房総ファミリアクリニック	
		和颯医院	
		若林医院	
		晴耕苑	

P5 ① 高齢者施設入所者（施設従事者を含む）

自施設で行う場合（嘱託医による接種）

（単位：人）

施設名称	対象者数	従事者接種数	嘱託医
特別養護老人ホームポピー	60	60	北条病院
介護老人保健施設みやぎの郷	95	100	田村病院
館山ケアセンター夢くらぶ	100	85	松永醫院
館山養護老人ホーム	70	27	館山病院
愛の家グループホーム館山亀ヶ原	18	15	西岬診療所
ヴェルデセントレ北条	29	13	北条病院
サポートハウスやすらぎ	8	16	北条病院

自施設で行う場合（巡回チームによる接種）

（単位：人）

施設名称	対象者数	従事者接種数	嘱託医
館山特別養護老人ホーム	100	80	赤門整形外科内科
特別養護老人ホームだん暖の郷	48	37	館山病院
特別養護老人ホーム明光苑	50	64	亀田ファミリークリニック館山
介護老人保健施設なのはな館みさき	118	145	赤門整形外科内科
介護老人保健施設なのはな館なぎさ	29	24	赤門整形外科内科
ヨウコーフォレスト館山	32	19	鈴木内科クリニック
介護付き有料老人ホームヴェルデ北条	29	27	北条病院
ヴェルデ中野	30	28	北条病院
グループホーム広瀬ガーデン	18	16	無
グループホーム新明町ガーデン	9	11	無
グループホーム堂の下ガーデン	9	9	無
グループホーム相浜ガーデン	17	20	無
グループホーム古茂口の家	18	0	七浦診療所 他
グループホーム安布里ガーデン	8	39	無
グループリビング結いの会	8	21	無
風のさんぼ道	15	35	赤門整形外科内科
シェアハウスまきの実	9	5	無
かにた婦人の村	32	26	赤門整形外科内科

P5 ① 障がい者施設入所者（施設従事者を含む）

自施設で行う場合（巡回チームによる接種）

（単位：人）

施設名称	対象者数	従事者接種数	接種医療機関名
かにた婦人の村	15	1	
中里の家	83	38	
中里ワークホーム	34	27	